

# 岐阜県公報

第千八百四十八号  
平成十九年五月二十九日  
(火曜日)

## 目次

### 規則

岐阜県母子保健法施行細則の一部を改正する規則

(保健医療課) 四二一<sup>ページ</sup>

### 告示

道路の区域変更

(道路維持課) 四二三

### 公示

大規模小売店舗の新設の届出に関する件  
大規模小売店舗の変更の届出に関する件  
県営土地改良事業の変更計画の決定  
市営土地改良事業の換地処分

(商業流通課) 四二四  
(同) 四二四  
(農地計画課) 四二五  
(同) 四二五

### 正誤

可児市の区域内の町及び字の区域変更中訂正

(中濃振興局) 四二五

## 規則

岐阜県母子保健法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年五月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第五十八号

岐阜県母子保健法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県母子保健法施行細則(昭和四十二年岐阜県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

別表中「世帯主を含む」を「世帯主を含む。」と、「前年度分の市町村民税非課税世帯」を「前年度分の市町村民税非課税世帯」と、「前年度分の所得税額」を「前年度の所得税額」と、「A及びB階層」を「A階層」と改める。

別記第四号様式(中)「上記の記載事項に相違ないことを証明します。」

年 月 日

証明者職氏名印) を添付

同様式(欄)を次のように改める。

(裏)

## 記載要領

- (1) 「世帯構成員」とは、児童本人と生計を一にしている者をいいます。本人を含めて全世帯構成員を記載してください。「扶養義務者」とは、父母、祖父母、養父母、兄弟姉妹、そのほか家庭裁判所で扶養の義務が負わされた叔父、叔母等、民法第877条に定められている者です。
- (2) 「階層区分」の欄には、児童本人、扶養義務者<sup>(1)</sup>について、次により記号で記入してください。(注1参照)
  - イ 現在生活保護法の被保護者である場合…… a  
(生活扶助のほか医療扶助等を受けている場合も含みます。)
  - ロ aに当たる場合を除いて、本年度(不明のときは前年度)の市町村民税が、課税されていないか又は免税になっている場合…… b  
(ただし、本年度の市町村民税が不明のため前年度の市町村民税によつたときは、bになるときでも、前年分所得税が課税されている場合は…… d)
  - ハ a又はbに当たる場合を除いて、前年分(不明のときは前々年分)所得税が課税されていない場合…… c
  - ニ a又はbに当たる場合を除いて、前年分(不明のときは前々年分)所得税が課税されている場合…… d
- (3) 階層区分がdである者(児童本人の扶養義務者で所得税を課税されている者)については、その所得税の年額を記入してください。
- (4) 世帯構成員中本人以外の児童が、養育医療の給付又は療育の給付を受け、又は受けることが決定しているときは、そのことを備考欄に記入してください。
- (5) 「世帯外扶養義務者」の欄には、世帯構成員以外で現に児童本人に対して扶養を行つている扶養義務者がいる場合のみ記載してください。

注(1) 扶養義務者の階層区分について、次の例により、それを証明する関係書類を必ず添付してください。

ただし、児童本人又は扶養義務者で18才未満の者は、未就業であれば、証明書は不要です。

(イ) 階層区分 a の証明

被保護者であることについて居住地の振興局長(振興局に置かれる事務所の長を含む。)、福祉事務所長、市町村長又は児童委員(民生委員)の証明書

(ロ) 階層区分 b の証明

市町村民税課税又は免除を証明する市町村長又は市町村民税の特別徴収義務者の証明書

(ハ) 階層区分 c の証明

所得税が非課税であることの市町村長等の証明書及び市町村民税が均等割のみか所得割も課税されているかどうかを明らかにした市町村長の証明書

■ 階層区分 d の証明

所得税の課税額について証明する市町村長、税務署長又は所得税の源泉徴収義務者の証明書

- (2) 申請後給付が終了するまでの間に上記記載事項に変更が生じた場合は、申請書を提出した保健所へ届け出てください。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成十八年四月一日から適用する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県母子保健法施行細則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の岐阜県母子保健法施行細則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

告 示

岐阜県告示第四百十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年五月二十九日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年五月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道	土岐南多治見線 インター	土岐市土岐津町土岐口字西山一二九九番の一四四 地先地内	前	二七・〇 三三・一	三・九	
			後	二七・〇 四四・四	三・九	

岐阜県告示第四百十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を

次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年五月二十九日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年五月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道	打保線 停車場	飛騨市神岡町和佐保字大 鳩トヤ一〇六四番五地先 地内	前	八・〇 九・〇	五〇・〇	
			後	一九・〇 二六・五	五〇・〇	

岐阜県告示第四百十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年五月二十九日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年五月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道	打保線 停車場	飛騨市神岡町和佐保字家 ノ上一七〇番地先から 同市同町同字同 一七一番地先まで	前	六・〇 九・〇	五〇・〇	
			後	六・〇 一五・〇	五〇・〇	

公 示

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があつたので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。

なお、その届出書等は平成十九年五月二十九日から四月間岐阜県産業労働部商業流通課及び飛騨振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成十九年五月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 届出年月日  
平成十九年四月十二日
- 二 届出者の氏名又は名称  
大和工商リース株式会社
- 三 建物の名称及び所在地  
ゲオ高山店・西松屋チエーン高山店  
高山市昭和町三丁目三十八 一 外
- 四 大規模小売店舗の新設日  
平成十九年十二月十三日
- 五 店舗面積  
一、九二二平方メートル
- 六 駐車場の収容台数  
百三台
- 七 荷さばき施設の面積

三十五平方メートル

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成十九年五月二十九日から四月間岐阜県産業労働部商業流通課及び中濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成十九年五月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 届出年月日  
平成十九年五月十日
- 二 届出者の氏名又は名称  
オリエンタル商事株式会社
- 三 建物の名称及び所在地  
西友 桜ヶ丘店  
岐阜県可児市桜ヶ丘六丁目七四 三番地 外
- 四 変更しようとする事項  
小売業を行う開店時刻及び閉店時刻  
（変更前）午前九時から午後十一時  
（変更後）二十四時間  
来客が駐車場を利用することができる時間帯  
（変更前）午前七時三十分から午後十一時三十分  
（変更後）二十四時間

県営土地改良事業の変更計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、次の県営土地改良事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成十九年五月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
南飛騨萩原地区	下 呂 市 役 所	平成一九・五・二九から 同 六・二六まで

市営土地改良事業の換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定により、高山市営土地改良事業大廣地区の換地処分を平成十九年四月十八日にした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により公示する。

平成十九年五月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

正 誤

(原稿誤り)

平成十九年四月二十七日第八百四十号 可児市の区域内の町及び字の区域変更（平成十九年岐阜県告示第三百八十八号）三百三十六頁表中「緑ヶ丘一丁目」は「緑ヶ丘一丁目」の、「緑ヶ丘二丁目」は「緑ヶ丘二丁目」の誤り。

平成十九年五月二十九日印刷  
平成十九年五月二十九日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県岐阜市

印刷者  
印刷所  
定価  
一か年  
四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))  
岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜県岐阜市  
飯尾文芸社